

2018年5月14日  
みずほ銀行（中国）有限公司  
中国アドバイザー一部

—金融政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第466号）

## 中国銀行保険監督管理委員会、 外資銀行に対する金融市場の参入規制を緩和 政府債券の取扱範囲の拡大等

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国銀行保険監督管理委員会弁公庁は、2018年4月27日付で『さらなる外資銀行の市場参入緩和の関連事項に関する通達』（銀保監弁発[2018]16号、以下『16号通達』という）を公布しました。『16号通達』は、外資銀行<sup>1</sup>による政府債券の代理発行、代理換金、引き受け業務の展開と、外国銀行の中国国内で設立している支店（以下「外国銀行の支店」という）による人民元業務の経営、デリバティブ商品取引業務の取扱いに係る規制を緩和し、また外国銀行が中国国内における支店に割り当てる営業運転資金について合算して管理すると定めています。

### □ 政府債券の取扱範囲をさらに拡大

『16号通達』では、金融業のさらなる対外開放措置として、外国銀行の支店、外商独資銀行、中外合弁銀行に対し、政府債券の代理発行、代理換金、引き受け<sup>2</sup>業務について、国務院銀行業監督・管理機構による行政許可の取得を必要とせずに展開することを認め、業務を展開してから5営業日以内に国務院銀行業監督・管理機構に報告するとしました。また、これら業務の展開について、その他管理部門の許可を取得しなければならない場合、関連規定に基づき行うと定めています。なお、ここでいう「政府債券の引き受け」には、外国政府が中国国内において発行する債券の引き受けも含まれます（第1条）。

### □ 人民元業務、デリバティブ商品取引業務の関連規定を明確化

人民元業務、デリバティブ商品取引業務について、外国銀行が中国国内において複数の支店を設立し

<sup>1</sup> 外資銀行には、関連法律法規に基づき中国国内で設立されている外商独資銀行、中外合弁銀行、外国銀行の支店などが含まれます（『中華人民共和国外資銀行管理条例』（国務院令第657号）第2条より抜粋）。

<sup>2</sup> 政府債券の引き受け業務のうち、国債については、2017年3月10日公布・施行の『外資銀行が展開する一部業務の関連事項に関する通達』（銀監弁発[2017]12号）により、外商独資銀行および中外合弁銀行に対して中国銀行業監督管理委員会（現中国銀行保険監督管理委員会）による行政許可なしに業務の展開ができることとしました。また、その他管理部門の行政許可を取得しなければならない場合、その規定に基づき行うと定められています。『外資銀行が展開する一部業務の関連事項に関する通達』（中国語原文）の詳細については、以下のリンク先をご参照ください。⇒[http://www.cbrc.gov.cn/govView\\_8A659D489DC24F74AAD2711E7CE12675.html](http://www.cbrc.gov.cn/govView_8A659D489DC24F74AAD2711E7CE12675.html)

ている場合、外国銀行の支店は、これら業務に係る認可を取得している管理行<sup>3</sup>の授権を受けて、国务院銀行業監督・管理機構に報告してから経営・取扱いができることを明確に定めました（第2条、第3条）。

人民元業務、デリバティブ商品取引業務の展開については、以下のとおりにとまとめましたので、ご参照ください。

業務取扱 の範囲	『16号通達』の要点	【ご参考】従来の規定の要点 (関連規定より一部抜粋)
人民元 業務	『16号通達』第2条： ✓ 人民元業務経営の認可を取得している外国銀行の管理行が、条件を満たす支店へ授権 ✓ 管理行より授権を受けた支店は、人民元業務の準備作業を完了させ、監督・管理機構の所在地の派出機構へ報告後、人民元業務の経営が可能	『中華人民共和国外資銀行管理条例』第34条： ✓ 初回申請の場合、申請書提出の時点で、国内で開業後1年以上経過していること ✓ 外国銀行の支店の1つが、すでに人民元業務経営の認可を取得している場合、当該外国銀行のその他支店による人民元業務経営の申請において、規制は受けない 『中華人民共和国外資銀行管理条例实施细则』第32条： ✓ 外国銀行の支店の1つが、すでに人民元業務経営の認可を取得している場合、支店増設において、設立準備期間から人民元業務に係る準備作業の展開が可能であり、所在地の中国銀行業監督管理委員会の派出機構による検収を受け、合格した後、開業時に人民元業務経営の申請を提出できる
デリバティブ商品 取引業務	『16号通達』第3条： ✓ デリバティブ商品取引業務取扱いの認可を取得している外国銀行の管理行が、条件を満たす支店へ授権 ✓ 管理行より授権を受けた支店は、銀行業金融機関によるデリバティブ商品取引業務取扱いの関連規定を満たし、監督・管理機構の所在地の派出機構に報告し、管理行の発行する授権書および必要な資料を提供した後、デリバティブ商品取引業務の取扱いが可能	『銀行業金融機関デリバティブ商品取引業務管理暫定弁法』第11条： ✓ 外国銀行の支店がデリバティブ商品取引業務の取扱いを申請するためには、その本店（もしくは地域本部）の正式な授権を取得しなければならず、かつその外国銀行の所在国はデリバティブ商品取引業務に対する監督・管理の法的枠組みを備え、その所在国の監督・管理当局は相応の監督・管理能力を備えていること ✓ 外国銀行が中国国内における2つ以上の支店でデリバティブ商品取引業務を取扱う予定の場合、管理行が統一して所在地の監督・管理機構に申請資料を提出し、審査を経て同意を得た後、中国銀行業監督管理委員会に報告し、審査して批准を得る

（『16号通達』等に基づき、中国アドバイザー一部作成）

## □ その他の管理事項について

このほか、『16号通達』では外国銀行の支店の営業運転資金に対する管理要求の見直しを行っています。外国銀行がその中国国内における支店に割り当てる営業運転資金については合算すると定め、支店増設において、合算した営業運転資金が最低限度額および監督・管理指標の要求を満たす場合、当該外

<sup>3</sup> 外国銀行が中国国内において2つ以上の支店を設立する場合、その外国銀行の本店もしくは授権を受けた地域本部が、支店のうちの1つを「管理行」と指定し、その他の支店に対して統一管理を実施するよう授権すると定められています（『中華人民共和国外資銀行管理条例』第48条、『中華人民共和国外資銀行管理条例实施细则』（銀監會令2015年第7号）第61条）。

国銀行は中国国内の既存支店に対し、関連法規に基づいて増設する支店へ営業運転資金を割り当てる権限を与えることができるとしています（第4条）。

今回の規制緩和は、外資銀行に対して制度・システム構築、コンプライアンス管理、リスクコントロールの強化、その中国国内の管理行に対して外国銀行の支店に対する管理の強化を行い、総合的な金融サービス水準の引き上げを求めています。当局としては法制度を整備すると同時に、これら対外開放の措置に係る参入申請の対応体制を整えるとしています。また、銀行業を取り巻く商環境をさらに整備することで、外資による中国金融業への参入の促進、金融サービスおよび商品体系の拡充、实体经济へのサービス水準の引き上げにつながるだろうとの意見を示しています。

\*

『16号通達』の詳細については、4ページからの日本語仮訳および6ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

**中国銀行保険監督管理委員会弁公庁、  
銀保監弁発[2018]16号  
さらなる外資銀行の市場参入緩和の関連事項に関する通達**

各銀監局、外資銀行：

さらなる銀行業の対外開放を拡大し、外資銀行のビジネスの利便度を引き上げるため、ここに外資銀行の市場参入に関する事項を以下のように通達する。

- 1、外国銀行の分行は法に基づき政府債券の代理発行、代理換金、引き受け業務を展開することができ、国務院銀行業監督・管理機構の行政許可を取得する必要がなく、業務を展開した後の5営業日以内に監督・管理機構に報告しなければならない。

外商独資銀行、中外合弁銀行は法に基づき政府債券の代理発行、代理換金、引き受け業務を展開することができ、国務院銀行業監督・管理機構の行政許可を取得する必要がなく、業務を展開した5営業日以内に監督・管理機構に報告しなければならない。

外資銀行が前項の業務を展開するにあたり、法に基づきその他管理部門の許可を取得しなければならない場合、関連規定に基づき取り扱う。前項が規定する政府債券の引き受けには、外国政府が中国国内において発行する債券の引き受けを含む。

- 2、外国銀行は、中国国内で複数の分行を設立している場合、管理行が人民元業務経営の認可を取得していれば、当該管理行が管理の職責を履行し、中国国内における人民元業務を経営する予定の分行が条件を満たすことを評価し、かつ保証する前提のもとで、それに人民元業務の取扱いを授権することができる。

管理行の授権を経て人民元業務を経営する分行は法規の規定に基づき人民元業務の準備作業を完成させ、国務院銀行業監督・管理機構の所在地の派出機構に報告した後に、人民元業務を経営することができる。

- 3、外国銀行は、中国国内で複数の分行を設立している場合、管理行がデリバティブ商品取引業務取扱いの認可を取得していれば、当該管理行が管理の職責を履行し、中国国内におけるデリバティブ商品取引業務を経営する予定の分行が条件を満たすことを評価し、かつ保証する前提のもとで、それにデリバティブ商品取引業務の取扱いを授権することができる。

管理行の授権を経てデリバティブ商品取引業務を取扱う分行は銀行業金融機関がデリバティブ

商品取引業務の取扱いに関する規定を満たさなければならず、国务院銀行業監督・管理機構の所在地の派出機構に報告し、管理行が発行する授權書およびデリバティブ商品取引業務の取扱いに必要な資料を提供した後に、デリバティブ商品取引業務を取扱うことができる。

- 4、 外国銀行が中国国内の分行に割り当てる営業運転資金は合算する。分行を増設するとき、合算する営業運転資金が最低限度額および監督・管理指標の要求を満たせば、当該外国銀行は中国国内の分行に対し法規の規定に基づき、増設する分行に営業運転資金を割り当てることを授權することができる。
- 5、 外商独資銀行、中外合弁銀行、外国銀行の分行は上述の経営管理活動を展開するにあたり、制度の構築、システムの構築、コンプライアンス管理およびリスクコントロールを強化し、総合的な金融サービス水準を引き上げなければならない。外国銀行の中国国内における管理行は、当該外国銀行の中国国内におけるその他の分行への管理を強化しなければならない。重大な事項に遭遇した場合、遅滞なく監督・管理機構に報告しなければならない。

2018年4月27日

(この文書は銀監分局および関連外資銀行に配布する)

(中国語原文)

**中国银行保险监督管理委员会办公厅**  
**银保监办发〔2018〕16号**  
**关于进一步放宽外资银行市场准入有关事项的通知**

各银监局，外资银行：

为进一步扩大银行业对外开放，提升外资银行营商便利度，现就外资银行市场准入有关事项通知如下：

- 一、外国银行分行可以依法开展代理发行、代理兑付、承销政府债券业务，无需获得国务院银行业监督管理机构的行政许可，应在开展业务后5个工作日内向监管机构报告。

外商独资银行、中外合资银行可以依法开展代理发行、代理兑付、承销政府债券业务，无需获得国务院银行业监督管理机构的行政许可，应在开展业务后5个工作日内向监管机构报告。

外资银行开展前款业务，依法应获得其他管理部门许可的，依照相关规定办理。前款规定的承销政府债券，包括承销外国政府在中国境内发行的债券。

- 二、外国银行在中国境内设立多家分行的，如管理行已获准经营人民币业务，该管理行可以履行管理职责，在评估并确保中国境内其他拟经营人民币业务的分行满足条件的前提下，授权其开办人民币业务。

经管理行授权经营人民币业务的分行应依照法规规定完成人民币业务筹备工作，向国务院银行业监督管理机构属地派出机构报告后，方可经营人民币业务。

- 三、外国银行在中国境内设立多家分行的，如管理行已获准开办衍生产品交易业务，该管理行可以履行管理职责，在评估并确保中国境内其他拟开办衍生产品交易业务的分行满足条件的前提下，授权其开办衍生产品交易业务。

经管理行授权开办衍生产品交易业务的分行应满足银行业金融机构开办衍生产品交易业务的相关规定，向国务院银行业监督管理机构属地派出机构报告，提供管理行出具的授权书以及开办衍生产品交易业务所需的材料后方可开办衍生产品交易业务。

- 四、外国银行向中国境内分行拨付的营运资金合并计算。增设分行时，如合并计算的营运资金满足最低限额及监管指标要求，该外国银行可以授权中国境内分行按法规规定向增设分行拨付营运资金。

五、 外商独资银行、中外合资银行、外国银行分行开展上述经营管理活动应加强制度建设、系统建设、合规管理和风险控制，提升综合金融服务水平。外国银行在中国境内的管理行应加强对该外国银行在中国境内其他分行的管理。如遇重大事项应及时向监管机构报告。

2018年4月27日

（此件发至银监分局和相关外资银行）

**【ご注意】**

1. **法律上、会計上の助言：**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持：**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権：**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責：**
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。